

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第21号

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員懲戒委員会規程の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「この場合において」を「ただし」に、「労働組合側委員」を「職員の過半数で組織する労働組合が選任した委員」に改め、同条第3項中「の場合において」を「ただし書の規定にかかわらず」に、「労働組合側委員」を「労働組合が選任した委員」に改める。

第9条中「及び課を置かない室の課長」を削る。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 この表において「労働組合」とは、職員の過半数で組織する労働組合をいう。

別表第2の1総務委員会の項審議事項の欄中「及び営業推進室」を削り、同項委員の欄中「懲戒の対象となった職員の所属が営業推進室の場合は、営業推進室長」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「労働組合」とは、職員の過半数で組織する労働組合をいう。

別表第3に備考として次のように加える。

備考 この表において「労働組合」とは、職員の過半数で組織する労働組合をいう。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)